

## 社会福祉法人 和幸福社会 定款細則

### (日常の業務)

第1条 当法人定款第27条に規定する「日常の業務」について、次のとおり定める。

- 1、「施設長の任免」を除く職員の任免。
- 2、職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- 3、債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむをえない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4、設備資金の借入れに係る契約であって予算の範囲内のもの。
- 5、設備工事請負や物品の購入等の契約のうち次のような軽微なもの。
  - (1)日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - (2)施設整備の保守管理、物品の修理等
  - (3)緊急を要する物品の購入等ただし、購入等の金額が、2,000,000円を越える場合は、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。
- 6、基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。  
ただし、取得等の金額が10,000,000円を越える場合は、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。
- 7、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。また、処分できる物品の範囲は、次のとおりとする。
  - (1)購入価格が500,000円以下の固定資産物品であり、購入から7年以上経過したもの
  - (2)耐用年数を経過したと判断される一般物品における備品及び消耗品
- 8、入居者の日常の処遇に関すること
- 9、寄付金の受入れに関する決定  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。  
なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

### (意思表示)

第2条 評議員及び理事は、やむを得ない理由により評議員・理事会に出席できないときは、定款第15条第4項及び第30条第2項の規定による意思の表示について欠席理由を明かにした上で、別紙1の様式により行なうことができる。

### (役員等の報酬)

第3条 理事長報酬として月額50,000円を支給するものとする。

### (費用弁償)

第4条 和幸福社会の評議員及び役員等(業務執行理事及び法人職員を除く。)が、法人の業務及び業務のため旅行等をしたとき費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は、次のとおりとする。

評議員	1回につき	6,000円
外部委員	1回につき	6,000円
理事・監事	1回につき	6,000円

但し、弁償額には交通費分としての1,000円を含む

- 附 則 この規則は、平成10年3月21日から適用する。  
附 則 この規則は、平成22年4月1日から改正適用する。  
附 則 この規則は、平成29年5月26日に改正し、平成29年6月12日から適用する。